# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	補装具費支給事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、補装具費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

南砺市長

### 公表日

令和7年9月30日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	補装具費支給事務			
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給申請・決定に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から身体障害者更生相談所へ判定を依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④事業者へ見積を依頼する。(順番が前後することがある) ⑤事業者から見積書を受ける。 ⑥対象者へ支給決定通知書を送付する。			
③システムの名称	<ul><li>MCWEL障がい者システム</li><li>宛名管理システム</li><li>団体内統合宛名(連携)システム</li><li>中間サーバー</li></ul>			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

補装具費支給特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表(117の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2(9の項)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

4. 情報促供イットソーソンス)ムによる情報建物					
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	る事務を定める命令 [番号法第19条第8号における情報提8,23,55,95及び127の項/行政する法律別表の主務省令で定める事務	するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め 供の根拠及び主務省令] 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 を定める命令第7条、第15条、第28条、第48条及び第68条			

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	南砺市社会福祉事務所
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	<mark>求先</mark> 南砺市役所総務課総務係 情報公開·個人情報保護担当					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340					
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した						
適用した理由						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7	'年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか				]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	ţ
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、それそ	ぞれ重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が訂	己載
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	.手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ O ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通		ない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		]接続しない(入手) [〇]接続しない(提	供)
or in insert of a	•			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
目的外の入手が行われるリ	[ 十分である [	]	1) 特に力を入れている 2) 十分である	

7. 特定個人情報の保管・2	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業								
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠								
9. 監査								
実施の有無	[ ] 自己点検	[〇] 内部	監査    [  ]外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[	]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正が</li><li>5) 不正な提供・移転がぞ</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへのな 事務に必要のな で不正に使用されな使用等のリスク すわれるリスクへ システムを通じて システムを通じて システムを現して	にい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ありスクへの対策 への対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 不正な提供が行われるリスクへの対策 スクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	未受講者に対しては再受講のいる。また、特定個人情報を	)機会を設け、関 受け渡す際は、暗	等に対し、教育研修を実施している。 係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じて 行号化やパスワードによる保護を行うことを徹底している。 対する教育・啓発は十分に行っている。					

#### 麥更簡所

変更箇	変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	所長 杉村 稔	所長 叶山 勝之	事後					
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(84の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条	事後					
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16, 26, 56の2, 87, 116の項) [別表第二における情報照会の根拠] (108, 109の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の刑用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務 省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の4 [別表第二における情報照会の根拠及び主務 省令] 108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務は一次第一次 に別表第二における情報照会の根拠及び主務 省令] 108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令第55条 ※109の項に係る主務省令は未制定	事後					
平成29年11月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉・個別システム	MCWEL障がい者システム	事後					
平成30年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ 〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(9の項)	事前					
平成30年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の4 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める時期表第二の表別では、第108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 ※109の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令[別表第二における情報提供の根拠及び主務16,26,56の2,87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命今第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する強制を第108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2	事前					
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	叶山 勝之	井口 一彦	事後					
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加				
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②業務の内容	②南砺市から富山県身体障害者更生相談所へ 判定を依頼する。 ③判定依頼先から判定書が送付される。 ④対象者へ支給決定通知書を送付する。	②南砺市から身体障害者更生相談所へ判定を 依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④事業者へ見積を依頼する。(順番が前後する ことがある) ⑤事業所から見積書を受ける。 ⑥対象者へ支給決定通知書を送付する。	事後					
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ホットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命等第15条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省)108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条及び第55条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16,26,56の2,87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条及び第55条の2	事前	
令和5年8月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から身体障害者更生相談所へ判定を 依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④事業者へ見積を依頼する。(順番が前後する ことがある) ⑤事業所から見積書を受ける。 ⑥対象者へ支給決定通知書を送付する。	(前略) 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から身体障害者更生相談所へ判定を 依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④事業者へ見積を依頼する。(順番が前後する ことがある) ⑤事業者から見積書を受ける。 ⑥対象者へ支給決定通知書を送付する。	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ (個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(9の項)	・番号法第9条第1項 別表(117の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第60条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項 別表第2(9の項)	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16,26,56の2,87及び116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条及び第55条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 [番号法第19条第8号における情報提供の根拠及び主務省令] 8、23、55、95及び127の項/行政手続における特定の個人を識別の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第15条、第28条、第48条及び第68条 [番号法第19条第8号における情報照会の根拠及び主務省令] 117の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第15条、第28条、第48条及び第68条	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	Ⅱ しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	Ⅳ. リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月19日	Ⅳ. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による追加